

み 環 評 第 157 号
令 和 8 年 7 月 15 日

ベスプラ株式会社
代表取締役社長 堀内 継由 様

横浜市長 山 中 竹 春

家庭系プラスチック資源再商品化プラント建設計画に係る
第2分類事業の判定について(通知)

令和8年5月25日に横浜市環境影響評価条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定により届出のあった第2分類事業につきましては、事業の内容及び周辺地域の状況等を条例施行規則第15条第1項の規定に基づいて判断した結果、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないと認められます。よって、条例の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行う必要はありません。

なお、計画段階配慮その他の手続の重要性を十分認識し、事業の実施にあたっては、横浜市環境配慮指針に基づいて行った配慮の内容を具体化し、実現に努めてください。

担当 みどり環境局環境影響評価課

電話：045-671-2495

FAX：045-663-7831

電子メール：mk-eikyohyoka@city.yokohama.lg.jp